

広島県告示第百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十五年三月十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年三月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

中迫川北線

三 道路の区域

区 間		新旧 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
新	旧				
庄原市川北町字重行一三三七番九地先から 庄原市川北町字重行一三三七番九地先まで			三・四〇〇 一八・〇〇〇	三六九・一〇	
			一二・八〇〇 六三・二二〇	三六三・七〇	拡幅